

福祉医療費助成制度

未婚のひとり親の方を対象に

地方税法上の寡婦※または寡夫※控除が適用されます

※寡婦控除（一般の寡婦（控除額：26万円）と特別寡婦控除（控除額：30万円）があります。）
 ・一般の寡婦 ⇒ 次の①と②のいずれかに該当する人
 ① 夫と死別・離婚した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、扶養親族や生計を一にする子を有している人
 ② 夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人
 ・特別寡婦⇒ 上記の①に該当する人のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人

※寡夫控除（控除額：26万円）
 妻と死別・離婚した後再婚していない人や妻が生死不明などの人で、前年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、生計を一にする子を有する人

★寡婦または寡夫に該当する人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人は、市町村民税が課税されません。（市町村民税非課税者になります。）

下記のみなし寡婦（夫）適用フローチャートをご覧ください。

寡婦（夫）の控除が適用されると...

福祉医療費助成制度の

（高齢期移行・障害者医療・高齢障害者医療・母子、父子等医療・乳幼児医療・子ども医療）

①低所得区分判定及び②所得制限額の算定に適用され、判定・算定が変わる場合があります。

①低所得区分判定要件

受給者と同世帯に属する者の全員が市町村民税非課税者で、かつ年金収入を加えた所得が80万円以下である

②所得要件（障害者医療・高齢障害者医療・乳幼児医療・子ども医療）<高齢期移行・母子、父子等医療は除く>

所得要件の確認が必要な本人、保護者、または扶養義務者の市町村民税所得割額 23.5万円未満（合計額）
（住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除の控除前）

※既に、母子家庭等医療費受給者証で一部負担金が「1日400円（月2日）」の証をお持ちの方は改めて手続きする必要はありません。

【手続き】 * 申出制のため、手続きが必要です。

- * 申請書は、伊丹市 後期医療福祉課（下記）にありますのでご連絡ください。
- * 申請時には、次のような添付資料が必要です。
 - ・寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象者となる本人の戸籍全部事項証明書
 - ・生計同一の子等の所得証明書（総所得金額等が分かるもの）
 ただし、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
- * 来庁される場合は、対象者・子の被保険者証と認印・9月診療分からの領収書・振込先の銀行口座がわかるものをお持ちください。

未婚のひとり親の市町村民税へのみなし寡婦（夫）適用フローチャート

